給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第２号

札幌市白石区北郷３条２丁目４番17号　アーバンハウスⅦ－202号
再生債務者　平野　大輔
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年５月23日まで
平成29年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００４２号

東京都江戸川区西一之江１－15－７
再生債務者　池上　浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号

京都府宮津市字惣925番地
再生債務者　佐藤　直
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月24日　京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（再ロ）第１号

岩手県花巻市石鳥谷町好地第４地割80番地48
再生債務者　佐藤　勝彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月24日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再ロ）第３号

大阪市平野区長吉長原１丁目１番11－501号
再生債務者　竹中　崇宣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号

香川県観音寺市榊田町甲2073番地　間方団地12号
再生債務者　合田　能成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月25日
高松地方裁判所観音寺支部

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 29 年３月 31 日
厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第32条第１項の表中「$\frac{5.39}{1,000}$」を「$\frac{5.46}{1,000}$」に、「$\frac{41.27}{1,000}$」を「$\frac{41.35}{1,000}$」に、「$\frac{45.73}{1,000}$」を「$\frac{45.65}{1,000}$」に、「$\frac{10.78}{1,000}$」を「$\frac{10.92}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.39}{1,000}$」を「$\frac{5.46}{1,000}$」に、「$\frac{45.73}{1,000}$」を「$\frac{45.65}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
２　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月１日
掲載頁　三十一頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十八日
掲載頁　八十四頁（号外第一四二号）
平成二十九年五月八日
東京都港区芝浦三丁目一三番八号
（甲）株式会社デイリーフーズ
代表取締役　弘田　圭希
愛知県刈谷市小垣江町大津崎一番一〇号
（乙）株式会社エフディーサービス
代表取締役　仲村　篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年六月九日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年四月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月二十七日
掲載頁　四十七頁（号外第九十二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月二十七日
掲載頁　五十七頁（号外第九十二号）
平成二十九年五月八日
東京都港区北青山二丁目一三番五号
（甲）Ｅｘｙｓ株式会社
代表取締役　稲冨　正博
東京都港区北青山二丁目一三番五号
（乙）株式会社カソアノ
代表取締役　山本　圖弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年六月十六日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月一日
掲載頁　一七五頁（号外第一四七号）
平成二十九年五月八日
東京都品川区西五反田一丁目一番八号
（甲）アルパイン株式会社
代表取締役　米谷　信彦
福島県いわき市好間工業団地一番地の五八
（乙）アルパイン技研株式会社
代表取締役　中冨　義之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年六月二十七日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年六月二十三日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十七日
掲載頁　一四七頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十七日
掲載頁　一〇一頁（号外第一四一号）
平成二十九年五月八日
神戸市中央区東川崎町一丁目八番五号
（甲）神戸ダイヤメンテナンス株式会社
代表取締役　植木勇一郎
神戸市中央区東川崎町一丁目八番五号
（乙）神戸ダイヤサービス株式会社
代表取締役　植木勇一郎